

東北大学学位規程（案）

（昭和30年1月1日
制 定）

改正	昭和30年7月1日	平成5年4月1日規第66号
	昭和31年4月1日	平成6年4月1日規第23号
	昭和31年7月21日	平成6年9月20日規第80号
	昭和34年11月24日	平成7年3月20日規第34号
	昭和35年9月22日	平成8年3月19日規第32号
	昭和36年5月23日	平成12年3月21日規第43号
	昭和37年10月16日規第86号	平成13年2月20日規第9号
	昭和42年4月18日規第20号	平成14年4月1日規第37号
	昭和46年3月20日規第22号	平成15年4月1日規第9号
	昭和47年4月18日規第40号	平成15年10月1日規第149号
	昭和50年3月18日規第11号	平成16年4月1日規第87号
	昭和51年4月20日規第4号	平成17年4月1日規第32号
	昭和54年1月16日規第8号	平成18年4月1日規第58号
	昭和59年4月17日規第16号	平成18年4月1日規第58号
	昭和62年4月21日規第29号	平成20年3月31日規第64号
	昭和62年9月14日規第61号	平成21年4月14日規第76号
	平成元年2月21日規第10号	平成22年3月30日規第33号
	平成3年7月16日規第55号	平成 年 月 日規第 号
	平成4年6月15日規第49号	

（趣旨）

第1条 学位規則（昭和28年文部省令第9号）第13条第1項の規定に基づき、東北大学（以下「本学」という。）が授与する学位については、東北大学学部通則（昭和27年12月18日制定）及び東北大学大学院通則（昭和28年11月16日制定）に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

（学位）

第2条 本学において授与する学位は、学士、修士、博士及び専門職学位とする。

2 学士の学位を授与するに当たっては、次の区分により、専攻分野の名称を付記する。

文学部 学士（文学）

教育学部 学士（教育学）

法学部 学士（法学）

経済学部 学士（経済学）

理学部 学士（理学）

医学部 学士（医学、看護学又は保健学）

歯学部 学士（歯学）

薬学部 学士（創薬科学、薬学）

工学部 学士（工学）

農学部 学士（農学）

3 修士の学位を授与するに当たっては、次の区分により、専攻分野の名称を付記する。

文学研究科 修士（文学）

教育学研究科 修士（教育学）

法学研究科 修士（法学）

経済学研究科 修士（経済学又は経営学）

理学研究科 修士（理学）

医学系研究科 修士（医科学、障害科学、看護学又は保健学）

歯学研究科 修士（口腔科学）

薬学研究科 修士（薬科学）

工学研究科 修士（工学）

農学研究科 修士（農学）

国際文化研究科 修士（国際文化）

情報科学研究科 修士（情報科学）

生命科学研究科 修士（生命科学）

環境科学研究科 修士（環境科学）

医工学研究科 修士（医工学）

教育情報学教育部 修士（教育情報学）

4 第4条第1項の規定により博士の学位を授与するに当たっては、次の区分により、専攻分野の名称を付記する。

文学研究科 博士（文学）

教育学研究科 博士（教育学）

法学研究科 博士（法学）

経済学研究科 博士（経済学又は経営学）

理学研究科 博士（理学）

医学系研究科 博士（医学、障害科学、看護学又は保健学）

歯学研究科 博士（歯学）

薬学研究科 博士（薬学又は薬科学）

工学研究科 博士（工学）

農学研究科 博士（農学）

国際文化研究科 博士（国際文化）

情報科学研究科 博士（情報科学）

生命科学研究科 博士（生命科学）

環境科学研究科 博士（環境科学）

医工学研究科 博士（医工学）

教育情報学教育部 博士（教育情報学）

5 前二項に定めるもののほか、修士又は博士の学位を授与するに当たっては、専攻分野の名称を修士（学術）又は博士（学術）と付記することがある。

6 第4条第2項の規定により博士の学位を授与するに当たっては、専攻分野の名称を付記するものとし、その名称につ

いては、前二項の規定を準用する。

7 第4条の2の規定により授与する専門職学位は、次のとおりとする。

法学研究科 公共法政策修士（専門職）又は法務博士（専門職）

経済学研究科 会計修士（専門職）

（学士の学位授与の要件）

第2条の2 学士の学位は、本学を卒業した者に授与する。

2 前項に規定するもののほか、学士の学位授与については、別に定める。

（修士の学位授与の要件）

第3条 修士の学位は、本学大学院修士課程又は博士課程の前期2年の課程（以下「修士課程等」という。）を修了した者に授与する。

（博士の学位授与の要件）

第4条 博士の学位は、本学大学院博士課程を修了した者に授与する。

2 前項に定めるもののほか、博士の学位は、博士課程を経ない者であっても、博士論文の審査に合格し、かつ、博士課程を修了した者と同等以上の学力を有することを確認された場合は、これを授与することができる。

（専門職学位の学位授与の要件）

第4条の2 専門職学位は、本学大学院専門職学位課程を修了した者に授与する。

（大学院の課程による者の学位論文の提出）

第5条 本学大学院の課程（専門職学位課程を除く。）による者の学位論文（修士課程等において、特定の課題についての研究の成果の審査を受けようとする者については、当該研究の成果。以下同じ。）は、研究科長又は教育部長（以下「研究科長等」という。）に提出するものとする。

2 研究科長等は、前項の学位論文を受理したときは、学位を授与できる者か否かについて、教授会又は研究科委員会（以下「教授会等」という。）の審査に付きなければならない。

（大学院の課程を経ない者の学位授与の申請）

第6条 第4条第2項の規定により学位の授与を申請する者（以下「学位申請者」という。）は、学位申請書に博士論文、履歴書、論文目録、論文内容要旨及び学位論文審査手数料を添え、博士論文の内容に係る専攻分野の名称を付記して、その申請に応じた研究科長等を経て総長に提出しなければならない。

2 学位論文審査手数料の額は、1件につき150,000円とする。ただし、学位申請者のうち本学の学部若しくは大学院に在籍していた者（科目等履修生、特別聴講学生、特別研究学生又は研究生として在籍していた者を除く。）又は本学の職員（国立大学法人東北大学職員就業規則（平成16年規則第46号）第2条第1項に規定する職員及び国立大学法人東北大学特定有期雇用職員就業規則（平成21年規第26号）第2条に規定する特定有期雇用職員（外国人研究員（同規則第6条第2項に定める者をいう。）を除く。）をいう。以下同じ。）若しくは職員であった者に係る学位論文審査手数料の額は、1件につき75,000円とする。

3 研究科長等は、第1項の申請を受理したときは、学位申請書を総長に進達するとともに、学位を授与できる者か否かについて、教授会等の審査に付きなければならない。

（学位論文）

第7条 第5条第1項及び前条第1項に規定する学位論文（以下「学位論文」という。）は、1編に限る。ただし、参考として他の論文を添付することができる。

2 審査のため必要があるときは、学位論文の副本、訳本、模型又は標本等の材料を提出させることがある。

（学位論文及び学位論文審査手数料の返付）

第8条 受理した学位論文及び学位論文審査手数料は、いかなる理由があっても返付しない。

(審査委員)

第9条 教授会等は、第5条第2項又は第6条第3項の規定により学位を授与できる者か否かについて審査に付されたときは、当該研究科の専任の教授若しくは当該研究科に置かれる協力講座若しくは東北大学大学院組織運営規程第2条第1項の規定に基づき当該研究科を組織する附置研究所等の研究部門等に属する専任の教授である研究科担当教員又は教育部に置かれる講座に属する専任の教授である教育部担当教員のうちから2人以上の審査委員を選出して、学位論文の審査及び最終試験又は学力の確認を委嘱しなければならない。

2 教授会等は、必要と認めるときは、前項の規定にかかわらず、前項の審査委員以外の本学大学院の研究科担当教員等を、学位論文の審査、最終試験又は学力の確認の審査委員に委嘱することができる。

3 教授会等は、必要と認めるときは、第1項の規定にかかわらず、他の大学院又は研究所等の教員等に学位論文の審査を委嘱することができる。

(審査期間)

第10条 博士論文の審査、博士の学位の授与に係る最終試験及び学力の確認は、博士論文又は学位の授与の申請を受理した後1年以内に、学位を授与できる者か否かを決定できるよう終了しなければならない。ただし、特別の理由があるときは、教授会等の議を経て、その期間を延長することができる。

(面接試験)

第10条の2 第4条第2項の規定により学位の授与を申請した者についての博士論文の審査に当たっては、面接試験を行うものとする。ただし、教授会等が、特別の理由があると認めた場合は、面接試験を行わないことができる。

(最終試験)

第11条 最終試験は、学位論文の審査が終わった後に学位論文を中心として、これに関連のある科目について、口頭又は筆答により行うものとする。

(学力確認の方法)

第12条 学力の確認は、博士論文に関連ある専攻分野の科目及び外国語について行うものとする。

2 学力の確認は、前項の規定にかかわらず、教授会等が特別の理由があると認めた場合は、博士論文に関連ある専攻分野の科目についてのみ行い、又は別に定めるところにより行うことができる。

(審査の省略)

第12条の2 審査委員は、学位論文の審査の結果、不合格と判定したときは、最終試験及び学力確認を行わないものとする。

(審査委員の報告)

第13条 審査委員は、審査が終了したときは、直ちにその結果を教授会等に報告しなければならない。

(学位授与の議決)

第14条 学位の授与は、教授会等の出席者の3分の2以上の賛成がなければならない。

(研究科長の報告)

第15条 教授会等において、学位を授与できる者と議決したときは、研究科長等は、学位論文の審査及び最終試験又は学力の確認の結果の要旨等を総長に報告しなければならない。

2 教授会等において、第4条第2項の規定により学位の授与を申請した者に対して、学位を授与できない者と議決したときは、研究科長等は、博士論文の審査及び学力の確認の結果の要旨を総長に報告しなければならない。ただし、第12条の2の規定により学力の確認を行わないときは、その確認の結果の要旨は、報告することを要しない。

(学位の授与)

第16条 総長は、前条第1項の規定による報告に基づいて、学位を授与するものとする。

2 総長は、前条第2項の規定による報告に基づいて、その旨を本人に通知するものとする。

(学位論文の公表)

第17条 博士の学位を授与された者は、授与された日から1年以内に、当該博士論文を書籍又は学術雑誌等により公表しなければならない。ただし、学位を授与される前に既に印刷公表したときは、この限りでない。

2 前項の規定にかかわらず、博士の学位を授与された者は、やむを得ない理由がある場合には、研究科長等の承認を受けて、当該博士論文の全文に代えてその内容を要約したものを印刷公表することができる。

3 第1項の規定により公表する場合は当該博士論文に「東北大学審査学位論文(博士)」と、前項の規定により公表する場合は当該博士論文の要旨に「東北大学審査学位論文(博士)の要旨」と明記しなければならない。

(学位授与の取消)

第18条 学位を授与された者が、次の各号の一に該当するときは、総長は、当該教授会等及び学務審議会の議決を経て、既に授与した学位を取り消し、学位記を返付させ、かつ、その旨を公表するものとする。

一 不正の方法により学位の授与を受けた事実が判明したとき。

二 学位を授与された者がその名誉を汚辱する行為を行ったとき。

2 教授会等において前項の議決を行う場合は、第14条の規定を準用する。

(学位記及び学位授与申請関係書類)

第19条 学位記及び学位授与申請関係書類の様式は、別記様式第1号から別記様式第8号のとおりとする。

附 則

1 この規程は、昭和30年1月1日から施行する。ただし、第4条第2項の規定により学位の授与を申請した者に対する博士の学位の授与は、東北大学学位規程(大正10年4月4日制定)第1条に規定する学位と同種の学位以外の学位については、本学大学院博士課程を経た者に対する博士の学位が授与された後において行なうものとする。

2 東北大学学位規程(大正10年4月4日制定)は、この規程の施行にかかわらず、昭和37年3月31日(医学博士については、昭和35年3月31日)までは、なお、効力を有する。

附 則(昭和30年7月1日改正)

この規程は、昭和30年7月1日から施行する。

附 則(昭和31年4月1日改正)

この規程は、昭和31年4月1日から施行する。

附 則(昭和31年7月21日改正)

この規程は、昭和31年7月21日から施行する。

附 則(昭和34年11月24日改正)

この規程は、昭和34年11月24日から施行し、昭和34年8月1日から適用する。

附 則(昭和35年9月22日改正)

この規程は、昭和35年9月22日から施行し、昭和35年4月1日から適用する。

附 則(昭和36年5月23日改正)

この規程は、昭和36年5月23日から施行し、昭和36年4月1日から適用する。

附 則(昭和37年10月16日規第86号改正)

1 この規程は、昭和37年10月16日から施行する。

2 この規程施行の際、現に第4条第2項の規定による学位の授与を審査中のものについては、この規程にかかわらず、改正前の東北大学学位規程によることができる。

附 則（昭和42年4月18日規第20号改正）

この規程は、昭和42年4月18日から施行し、昭和42年4月1日以後に受理する学位の授与の申請から適用する。

附 則（昭和46年3月20日規第22号改正）

この規程は、昭和46年4月1日から施行する。

附 則（昭和47年4月18日規第40号改正）

この規程は、昭和47年4月18日から施行し、昭和47年4月1日から適用する。

附 則（昭和50年3月18日規第11号改正）

改正 昭和54年1月16日規第8号

この規程は、昭和50年4月1日から施行する。

附 則（昭和51年4月20日規第40号改正）

この規程は、昭和51年4月20日から施行し、この規程による改正後の第6条第1項の規定は、同年4月1日から適用する。

附 則（昭和54年1月16日規第8号改正）

この規程は、昭和54年1月16日から施行する。

附 則（昭和59年4月17日規第16号改正）

この規程は、昭和59年4月17日から施行し、この規程による改正後の第6条第1項の規定は、昭和59年4月1日から適用する。

附 則（昭和62年4月21日規第29号改正）

この規程は、昭和62年4月21日から施行し、この規程による改正後の第6条第1項の規定は、昭和62年4月1日から適用する。

附 則（昭和62年9月14日規第61号改正）

この規程は、昭和62年10月1日から施行する。

附 則（平成元年2月21日規第10号改正）

この規程は、平成元年2月21日から施行し、平成元年1月8日から適用する。

附 則（平成3年7月16日規第55号改正）

この規程は、平成3年7月16日から施行し、改正後の東北大学学位規程の規定は、平成3年7月10日から適用する。

附 則（平成4年6月15日規第49号改正）

この規程は、平成4年6月15日から施行する。

附 則（平成5年4月1日規第66号改正）

この規程は、平成5年4月1日から施行する。

附 則（平成6年4月1日規第23号改正）

この規程は、平成6年4月1日から施行する。

附 則（平成6年9月20日規第80号改正）

この規程は、平成6年9月20日から施行する。

附 則（平成7年3月20日規第34号改正）

この規程は、平成7年4月1日から施行する。

附 則（平成8年3月19日規第32号改正）

この規程は、平成8年4月1日から施行する。

附 則（平成12年3月21日規第43号改正）

1 この規程は、平成12年4月1日から施行する。

(学力確認の方法の特例に関する規程の一部改正)

2 学力確認の方法の特例に関する規程(昭和37年規第87号)の一部を次のように改正する。

[次のよう]略

附 則(平成13年2月20日規第9号改正)

この規程は、平成13年4月1日から施行する。

附 則(平成14年4月1日規第37号改正)

この規程は、平成14年4月1日から施行する。

附 則(平成15年4月1日規第9号改正)

この規程は、平成15年4月1日から施行する。

附 則(平成15年10月1日規第149号改正)

この規程は、平成15年10月1日から施行する。

附 則(平成16年4月1日規第87号改正)

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則(平成17年4月1日規第32号改正)

この規程は、平成17年4月1日から施行し、改正後の別記様式第1号から別記様式第5号までの規定は、平成16年10月14日から適用する。

附 則(平成18年4月1日規第58号改正)

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則(平成20年3月31日規第64号改正)

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成21年4月14日規第76号改正)

この規程は、平成21年4月14日から施行し、改正後の第6条第2項ただし書の規定は、平成21年4月1日から適用する。

附 則(平成22年3月30日規第33号改正)

1 この規程は、平成22年4月1日から施行する。

2 平成21年度以前に薬学研究科の博士課程の前期2年の課程に入学した者の学位に付記する専攻分野の名称は、改正後の第2条第3項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(平成 年 月 日規第 号改正)

1 この規程は、平成24年4月1日から施行する。

2 平成23年度以前に薬学研究科の博士課程の後期3年の課程に進学又は編入学した者の学位に付記する専攻分野の名称は、改正後の第2条第4項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

別記様式第1号（第2条の2の規定により授与する学位記の様式）

	○第	号
学	位	記
	氏	名
	年	月 日生
本学〇〇学部〇〇学科所定の課程を修め卒業したので学士（〇〇）の学位を授与する		
年	月	日
大学印		
東 北 大 学		

別記様式第2号（第3条の規定により授与する学位記の様式）

	○修第	号
学	位	記
	氏	名
	年	月 日生
本学大学院〇〇研究科（教育部）〇〇専攻の修士課程（博士課程の前期2年の課程）を修了したので修士（〇〇）の学位を授与する		
年	月	日
大学印		
東 北 大 学		

別記様式第3号（第4条第1項の規定により授与する学位記の様式）

		○博第	号
学	位	記	
		氏	名
		年	月 日生
本学大学院○○研究科（教育部）○○専攻の博士課程において博士論文の審査及び最終試験に合格したので博士（○○）の学位を授与する			
		年	月 日
		大学印	
		東 北 大 学	

別記様式第4号（第4条第2項の規定により授与する学位記の様式）

		○第	号
学	位	記	
		氏	名
		年	月 日生
本学に博士論文を提出し所定の審査に合格したので博士（○○）の学位を授与する			
		年	月 日
		大学印	
		東 北 大 学	

別記様式第5号（第4条の2の規定により授与する学位記の様式）

			○専第	号	
学	位	記			
			氏	名	
			年	月	日生
本学大学院○○研究科○○専攻の専門職学位課程を修了したので					
○○（専門職）の学位を授与する					
			年	月	日
<div style="border: 1px solid black; padding: 2px 10px;">大学印</div>					
東 北 大 学					

備考 法学研究科総合法制専攻にあつては、様式中「専門職学位課程」とあるのは「法科大学院の課程」とする。

別記様式第6号（第6条第1項の規定による学位申請書の様式）

	年	月	日
東北大学総長			
○○○○ 殿			
現住所			
氏名 ○ ○ ○ ○ 印			
博士の学位授与について（申請）			
貴学学位規程第6条第1項の規定に基づき、博士論文、関係書類及び学位論文審査手数料 円を添えて、博士（○○）の学位の授与を申請します。			
提出論文及び添付書類			
1	博士論文		2部
	（ほかに参考論文）	（	部）
2	履歴書		1部
3	論文目録		1部
4	論文内容要旨		2部

備考 博士（○○）の括弧内には、博士論文の内容に係る専攻分野の名称を記入すること。
（記入例 博士（文学）、博士（理学））

別記様式第7号（第6条第1項の規定による論文目録の様式）

論 文 目 録

氏 名			
博士論文			
(冊)			
題 名	公表の方法	公表の年月日	
参考論文 題 名	公表の方法	公表の年月日	冊 数

備考

- 1 論文題名（博士論文、参考論文）が外国語の場合は、活字体で記入し、日本語の訳文を括弧書きすること。
- 2 論文（博士論文、参考論文）が未公表の場合は、公表予定の方法及び時期を記入すること。
- 3 参考論文については、提出する論文についてのみ、その題名及び冊数を記入すること。

別記様式第8号（第6条第1項の規定による履歴書の様式）

履 歴 書

ふりがな		性 別	生 年 月 日
氏 名		男・女	年 月 日
本 籍	現 住 所		
都道府県	(郵便番号)		
<p>学 歴</p> <p>..... 年 月 日 卒業</p> <p>.....</p> <p>.....</p> <p>研究歴</p> <p>..... 年 月 日</p> <p>.....</p> <p>.....</p> <p>職 歴</p> <p>..... 年 月 日</p> <p>.....</p> <p>.....</p>			

備考

- 1 学歴は、大学卒業以後（大学を卒業していない場合には、最終出身学校）について、学科名又は専攻名までを記入すること。
- 2 研究歴及び職歴は、主なものを記入すること。

変更事項
(東北大学学位規程 (案))

[変更の事由]

薬学研究科の創薬化学専攻、医療薬科学専攻及び生命薬学専攻の博士後期課程を改組し、新たに、分子薬科学専攻及び生命薬学専攻を博士後期課程として、医療薬学専攻を薬学履修課程の博士課程として設置するため。

[変更点]

薬学研究科の博士の学位を授与するに当たって付記する専攻分野の名称を博士（薬学又は薬科学）に改める。

東北大学学位規程現行改正案対照表（関係部分）

(改正案)	(現行)
<p>第1条 (省 略)</p> <p>(学位)</p> <p>第2条 本学において授与する学位は、学士、修士、博士及び専門職学位とする。</p> <p>2 学士の学位を授与するに当たっては、次の区分により、専攻分野の名称を付記する。</p> <p>文学部 学士（文学）</p> <p>教育学部 学士（教育学）</p> <p>法学部 学士（法学）</p> <p>経済学部 学士（経済学）</p> <p>理学部 学士（理学）</p> <p>医学部 学士（医学、看護学又は保健学）</p> <p>歯学部 学士（歯学）</p> <p>薬学部 学士（創薬科学、薬学）</p> <p>工学部 学士（工学）</p> <p>農学部 学士（農学）</p> <p>3 修士の学位を授与するに当たっては、次の区分により、専攻分野の名称を付記する。</p> <p>文学研究科 修士（文学）</p> <p>教育学研究科 修士（教育学）</p> <p>法学研究科 修士（法学）</p> <p>経済学研究科 修士（経済学又は経営学）</p> <p>理学研究科 修士（理学）</p> <p>医学系研究科 修士（医科学、障害科学、看護学又は保健学）</p> <p>歯学研究科 修士（口腔科学）</p> <p>薬学研究科 修士（薬科学）</p> <p>工学研究科 修士（工学）</p> <p>農学研究科 修士（農学）</p> <p>国際文化研究科 修士（国際文化）</p> <p>情報科学研究科 修士（情報科学）</p> <p>生命科学研究科 修士（生命科学）</p> <p>環境科学研究科 修士（環境科学）</p> <p>医工学研究科 修士（医工学）</p> <p>教育情報学教育部 修士（教育情報学）</p>	<p>第1条 (同 左)</p> <p>(学位)</p> <p>第2条 本学において授与する学位は、学士、修士、博士及び専門職学位とする。</p> <p>2 学士の学位を授与するに当たっては、次の区分により、専攻分野の名称を付記する。</p> <p>文学部 学士（文学）</p> <p>教育学部 学士（教育学）</p> <p>法学部 学士（法学）</p> <p>経済学部 学士（経済学）</p> <p>理学部 学士（理学）</p> <p>医学部 学士（医学、看護学又は保健学）</p> <p>歯学部 学士（歯学）</p> <p>薬学部 学士（創薬科学、薬学）</p> <p>工学部 学士（工学）</p> <p>農学部 学士（農学）</p> <p>3 修士の学位を授与するに当たっては、次の区分により、専攻分野の名称を付記する。</p> <p>文学研究科 修士（文学）</p> <p>教育学研究科 修士（教育学）</p> <p>法学研究科 修士（法学）</p> <p>経済学研究科 修士（経済学又は経営学）</p> <p>理学研究科 修士（理学）</p> <p>医学系研究科 修士（医科学、障害科学、看護学又は保健学）</p> <p>歯学研究科 修士（口腔科学）</p> <p>薬学研究科 修士（薬科学）</p> <p>工学研究科 修士（工学）</p> <p>農学研究科 修士（農学）</p> <p>国際文化研究科 修士（国際文化）</p> <p>情報科学研究科 修士（情報科学）</p> <p>生命科学研究科 修士（生命科学）</p> <p>環境科学研究科 修士（環境科学）</p> <p>医工学研究科 修士（医工学）</p> <p>教育情報学教育部 修士（教育情報学）</p>

4 第4条第1項の規定により博士の学位を授与するに当たっては、次の区分により、専攻分野の名称を付記する。

- 文学研究科 博士（文学）
- 教育学研究科 博士（教育学）
- 法学研究科 博士（法学）
- 経済学研究科 博士（経済学又は経営学）
- 理学研究科 博士（理学）
- 医学系研究科 博士（医学、障害科学、看護学又は保健学）
- 歯学研究科 博士（歯学）
- 薬学研究科 博士（薬学又は薬科学）
- 工学研究科 博士（工学）
- 農学研究科 博士（農学）
- 国際文化研究科 博士（国際文化）
- 情報科学研究科 博士（情報科学）
- 生命科学研究科 博士（生命科学）
- 環境科学研究科 博士（環境科学）
- 医工学研究科 博士（医工学）
- 教育情報学教育部 博士（教育情報学）

5 前二項に定めるもののほか、修士又は博士の学位を授与するに当たっては、専攻分野の名称を修士（学術）又は博士（学術）と付記することがある。

6 第4条第2項の規定により博士の学位を授与するに当たっては、専攻分野の名称を付記するものとし、その名称については、前二項の規定を準用する。

7 第4条の2の規定により授与する専門職学位は、次のとおりとする。

- 法学研究科 公共法政策修士（専門職）又は法務博士（専門職）
- 経済学研究科 会計修士（専門職）

第5条 }
{ (省略)
第19条 }
附則 (省略)

附則（平成 年 月 日規第 号改正）

- 1 この規程は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 平成23年度以前に薬学研究科の博士課程の後期3年の課程に進学又は編入学した者の学位に付記する専攻分野

4 第4条第1項の規定により博士の学位を授与するに当たっては、次の区分により、専攻分野の名称を付記する。

- 文学研究科 博士（文学）
- 教育学研究科 博士（教育学）
- 法学研究科 博士（法学）
- 経済学研究科 博士（経済学又は経営学）
- 理学研究科 博士（理学）
- 医学系研究科 博士（医学、障害科学、看護学又は保健学）
- 歯学研究科 博士（歯学）
- 薬学研究科 博士（薬学又は医療薬学）
- 工学研究科 博士（工学）
- 農学研究科 博士（農学）
- 国際文化研究科 博士（国際文化）
- 情報科学研究科 博士（情報科学）
- 生命科学研究科 博士（生命科学）
- 環境科学研究科 博士（環境科学）
- 医工学研究科 博士（医工学）
- 教育情報学教育部 博士（教育情報学）

5 前二項に定めるもののほか、修士又は博士の学位を授与するに当たっては、専攻分野の名称を修士（学術）又は博士（学術）と付記することがある。

6 第4条第2項の規定により博士の学位を授与するに当たっては、専攻分野の名称を付記するものとし、その名称については、前二項の規定を準用する。

7 第4条の2の規定により授与する専門職学位は、次のとおりとする。

- 法学研究科 公共法政策修士（専門職）又は法務博士（専門職）
- 経済学研究科 会計修士（専門職）

第5条 }
{ (同左)
第19条 }
附則 (同左)

の名称は、改正後の第2条第4項の規定にかかわらず、
なお従前の例による。

別記様式第1号 }
 { (省 略)
別記様式第8号 }

別記様式第1号 }
 { (同 左)
別記様式第8号 }

東北大学医学部規程

(平成5年4月1日)
規 第 116 号

改正	平成7年3月17日規第16号	平成14年5月24日規第133号
	平成8年4月1日規第46号	平成15年4月1日規第70号
	平成9年3月31日規第37号	平成15年10月1日規第163号
	平成10年4月1日規第21号	平成16年4月1日規第215号
	平成11年3月15日規第8号	平成17年12月27日規第186号
	平成12年3月17日規第13号	平成19年3月13日規第21号
	平成13年3月26日規第31号	平成22年3月15日規第14号
	平成14年4月1日規第64号	平成23年10月11日規第87号

東北大学医学部（専門）規程（昭和32年4月22日制定）の全部を改正する。

東北大学医学部規程

目次

- 第1章 総則（第1条－第2条の3）
- 第2章 入学、再入学、転学部、転入学及び編入学（第3条－第7条の2）
- 第3章 教育課程の編成（第8条）
- 第4章 全学教育科目の授業、履修方法、試験等（第9条）
- 第5章 専門教育科目の授業、履修方法、試験等（第10条－第19条）
- 第6章 他の大学又は短期大学における授業科目の履修及び留学（第20条－第21条）
- 第6章の2 大学以外の教育施設等における学修（第22条・第22条の2）
- 第7章 進級及び卒業（第23条）
- 第8章 科目等履修生（第24条－第28条）
- 第9章 特別聴講学生（第29条）

附則

第1章 総則

第1条 東北大学医学部（以下「本学部」という。）における、入学、再入学、転学部、転入学、編入学、授業、試験、卒業等については、東北大学学部通則（昭和27年12月18日制定）に定めるところのほか、この規程による。ただし、医学部長（以下「学部長」という。）は、必要に応じ教授会の議を経て特例を定めることができる。

第1条の2 本学部は、医学教育により、真理を探究する姿勢を育み、科学的根拠に基づく医学及び医療技術を実践し、病める人の立場になって優れた倫理観及び温かい人間性を持って対応のできる医師、医療技術者及び研究者を育成することを目的とする。

第2条 本学部に、次の学科を置く。

医学科

保健学科

2 保健学科に、次の専攻を置く。

看護学専攻

放射線技術科学専攻

検査技術科学専攻

第2条の2 医学科は、教員と学生相互の協調により強固な教育基礎を構築し、医学の根源を解明する研究及び教育を実践し、豊かな人間性及び旺盛な探求心を育むことにより、人類の健康及び福祉に貢献することができる指導力のある高度専門職業人及び研究者を育成することを目的とする。

2 保健学科は、次の表の左欄に掲げる専攻の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げることを目的とする。

専攻	目的
看護学専攻	高い専門的知識及び豊かな人間性を持った看護師及び助産師並びに将来の指導者及び研究者として看護学を発展させることのできる人材の育成
放射線技術科学専攻	放射線技術科学を身に付けた指導力のある診療放射線技師並びに将来の指導者及び研究者として放射線技術科学を支え得る深い専門的知識及び幅広い教養を持った人間性豊かな人材の育成
検査技術科学専攻	高度な専門的知識を持ち、人の尊厳に深い理解を持つ医療人としての臨床検査技師並びに将来の指導者及び研究者として医療科学の分野を支え得る人材の育成

第2条の3 学生の在学年限は、次のとおりとする。

医学科 9年

保健学科 8年

第2章 入学、再入学、転学部、転入学及び編入学

第3条 入学に関し必要な事項は、教授会が別に定める。

第4条 本学部を中途退学した者又は除籍された者で、再び入学を志願するものがあるときは、選考の上、再入学を許可することができる。

第5条 本学部にて転学部又は転入学を志願する者があるときは、欠員のある場合に限り、選考の上、転学部又は転入学を許可することができる。この場合の出願資格、選考方法等については、教授会が別に定める。

第5条の2 本学部にて編入学を志願する者があるときは、医学科にあっては欠員のある場合に限り、保健学科にあっては定員の範囲内で、選考の上、編入学を許可することができる。この場合の出願資格、選考方法等については、教授会が別に定める。

第6条 前三条の規定により再入学、転学部、転入学又は編入学を許可された者の修得単位数、履修方法等については、教授会が別に定める。

第7条 本学、他の大学又は外国の大学を卒業し、又は中途退学した者で、医学科に入学を許可されたものの当該卒業又は中途退学をした大学において修得した授業科目及び単位数については、教授会の定めるところにより、医学科において修得したものと認めることがある。

2 前項の規定により医学科において修得したものと認めることができる授業科目は、全学教育科目の展開科目及び共通科目とし、単位数は、合わせて35単位までとする。

3 第1項の認定を受けようとする者は、所定の願書に必要書類を添えて、入学した年度の所定の期日までに、学部長に願出しなければならない。

第7条の2 本学、他の大学若しくは短期大学又は外国の大学若しくは短期大学を卒業し、又は中途退学した者で、保健学科に入学を許可されたものの当該卒業又は中途退学をした大学又は短期大学において修得した授業科目及び単位数については、教授会の定めるところにより、保健学科において修得したものと認めることがある。

2 前項の規定により保健学科において修得したものと認めることができる単位数は、第21条第2項、第22条第2項及び第22条の2第1項の規定により修得したものとみなし、又は履修とみなし与える単位と合わせて60単位を限度とする。

3 第1項の認定を受けようとする者は、所定の願書に必要書類を添えて、入学した年度の所定の期日までに、学部長に願い出なければならない。

第3章 教育課程の編成

第8条 本学部の教育課程は、次の各号に掲げる授業科目をもって編成する。

一 全学教育科目

二 専門教育科目

第4章 全学教育科目の授業、履修方法、試験等

第9条 全学教育科目の授業科目、単位数等は、東北大学全学教育科目等規程（平成5年規第91号。以下「全学教育科目等規程」という。）第3条の定めるところによる。

2 前項の授業科目の履修方法、単位の計算、履修手続、試験及び成績区分については、全学教育科目等規程に定めるところのほか、教授会が別に定めるところによる。

第5章 専門教育科目の授業、履修方法、試験等

第10条 医学科における専門教育科目の授業科目、単位数及び履修方法は、別に定める。

2 保健学科における専門教育科目の授業科目、単位数及び履修方法は、別に定める。

第10条の2 保健学科の学生は、毎学期の所定の期日までに、履修しようとする授業科目を学部長に届け出なければならない。

第11条 学生は、他の学部の授業科目を履修しようとするときは、学部長の許可を得なければならない。この場合には、履修しようとする学部の手続によらなければならない。

第12条 他の学部の学生で、本学部の授業科目の履修を志願する者があるときは、学生の履修に妨げのない場合に限り、担当教員及び学部長の許可を得て、授業科目を履修することができる。

第13条 学生は、病気その他の理由により、7日以上授業に出席することができないときは、欠席届を学部長に提出しなければならない。

第14条 授業科目の履修の認定は、試験による。試験に合格した者には、所定の単位を与える。ただし試験によらないで、平常の成績又はレポート等の成績によることがある。

2 試験は、授業の終了した学期末又は学年末に行う。

3 当該授業科目を履修した者でなければ、試験を受けることができない。

第15条 病気その他の正当な理由により、試験を受けることができない者は、理由を具して、学部長に届け出なければならない。ただし、病気の場合は、医師の診断書を添付しなければならない。

第16条 第14条の試験で不合格の者及び前条の理由により試験を受けなかった者は、それぞれ再試験又は追試験を受けることができる。

第17条 第15条の手続をとらないで試験に欠席した者に対しては、追試験を行わない。

第18条 各授業科目の成績は、100点を満点とし、60点以上を合格とする。

第19条 試験についての詳細は、教授会が別に定める。

第6章 他の大学又は短期大学における授業科目の履修及び留学

第20条 保健学科において、学生が他の大学又は短期大学の授業科目を履修することが教育上有益であると認めるときは、あらかじめ当該他の大学又は短期大学と協議の上、学生が当該他の大学又は短期大学の授業科目を履修することを認めることがある。

第20条の2 医学科の学生は、学部長の許可を得て、教授会が定める外国の大学又はこれに相当する高等教育機関等に留学することができる。

2 保健学科の学生は、学部長の許可を得て、教授会が定める外国の大学若しくは短期大学又はこれらに相当する高等教育機関等（以下「外国の大学等」という。）に留学することができる。

第21条 前条第1項の規定により医学科の学生が留学して得た修学の成果は、教授会が定めるところにより、医学科において修得したものとみなすことがある。

2 第20条及び前条第2項の規定により保健学科の学生が履修した授業科目について修得した単位及び留学して得た修学の成果は、教授会の定めるところにより、保健学科において修得したものとみなし、その単位数は、第7条の2第1項、次条第2項及び第22条の2第1項の規定により修得したものと認め、又は履修とみなし与える単位と合わせて60単位を限度とする。

第6章の2 大学以外の教育施設等における学修

第22条 医学科の学生が行う学修のうち文部科学大臣が別に定める学修で、教授会が定めるものは、医学科における授業科目の履修とみなし単位を与えることがある。

2 保健学科の学生が行う短期大学又は高等専門学校の特攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修で、教授会が定めるものは、保健学科における授業科目の履修とみなし単位を与えることがある。

3 前項の規定により保健学科において履修とみなし与える単位数は、第7条の2第1項、第21条第2項及び次条第1項の規定により修得したものと認め、若しくはみなし、又は履修とみなし与える単位と合わせて60単位を限度とする。

第22条の2 入学する前に学生が行った前条第1項に規定する学修で、教授会が定めるものは、保健学科における授業科目の履修とみなし単位を与えることがある。

2 前項の規定により保健学科において履修とみなし与える単位数は、第7条の2第1項、第21条第2項及び前条第2項の規定により修得したものと認め、若しくはみなし、又は履修とみなし与える単位と合わせて60単位を限度とする。

第7章 進級及び卒業

第23条 医学科の学生が、各年次に配当されている授業科目のうち専門教育科目の授業科目すべてを履修し、試験に合格した場合には、進級者と認定する。この場合において、3年次への進級については、卒業に必要な全学教育科目を修得していなければならない。

2 前項本文の規定にかかわらず、特別の事情があると教授会が認めるときは、専門教育科目の一部について修得することができなかつた者について、進級を認めることがある。

3 保健学科の学生が、所属する専攻の授業科目のうち専門教育科目の必修の授業科目について、1年次及び2年次に配当されている授業科目すべてを履修し、試験に合格した場合にあっては3年次進級者と、3年次に配当されている授業科目すべてを履修し、試験に合格した場合にあっては4年次進級者と認定する。この場合において、3年次への進級については、卒業に必要な全学教育科目を修得していなければならない。

4 医学科の学生が、6年以上在学し、全学教育科目及び専門教育科目について必要な単位を修得した場合は、卒業者と認定する。

5 保健学科の学生が4年以上在学し、全学教育科目及び専門教育科目について必要な単位を修得した場合は、卒業者と認定する。

6 前各項の進級及び卒業は、教授会の議を経て学部長が認定する。

第8章 科目等履修生

第24条 特定の授業科目について履修を志願する者があるときは、学生の履修に妨げのない場合に限り、科目等履修生として入学を許可することがある。この場合の入学資格等については、教授会が別に定める。

第25条 科目等履修生を志願する者は、担当教員の許可を得て学部長に願い出なければならない。

第26条 科目等履修生は、履修した授業科目について試験を受けて単位を修得することができる。

第27条 科目等履修生が、修得した単位について証明を願い出たときは、担当教員の認定により学部長の単位修得証明書を交付することがある。

第28条 この章に規定するもののほか、科目等履修生には、学生の規定を準用する。

第9章 特別聴講学生

第29条 他の大学の学生又は外国の大学等の学生で、本学部の授業科目の履修を志願するものがあるときは、当該他の大学又は外国の大学等と協議して定めるところにより、特別聴講学生として受入れを許可することがある。

2 特別聴講学生の受入れに関し必要な事項は、教授会が別に定める。

附 則

1 この規程は、平成5年4月1日から施行する。

2 平成5年3月31日において現に本学部専門課程に在学する者及び平成5年4月1日以降において本学部専門課程に進学する者（以下「在学者」という。）並びに平成5年4月1日以降に在学者の属する年次に再入学、転学部、転入学又は編入学する者の進級、教育課程、履修方法、卒業の要件等については、この規程にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成7年3月17日規第16号改正）

1 この規程は、平成7年4月1日から施行する。

2 平成6年度以前に入学した者（平成7年4月1日に2年次に進級できなかった者を除く。）の教育課程、履修方法、卒業の要件等については、改正後の東北大学医学部規程の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成8年4月1日規第46号改正）

1 この規程は、平成8年4月1日から施行する。

2 平成7年度以前に入学した者（平成8年4月1日に2年次に進級できなかった者を除く。）の授業科目、毎週授業時間数、単位数及び履修方法については、改正後の別表の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成9年3月31日規第37号改正）

1 この規程は、平成9年4月1日から施行する。

2 平成8年度以前に入学した者（平成9年4月1日に2年次に進級できなかった者を除く。）の授業科目、毎週授業時間数、単位数及び履修方法については、改正後の別表の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成10年4月1日規第21号改正）

1 この規程は、平成10年4月1日から施行する。

2 平成9年度以前に入学した者（平成10年4月1日に2年次に進級できなかった者を除く。）の授業科目、毎週授業時間数、単位数及び履修方法については、改正後の別表の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成11年3月15日規第8号改正）

1 この規程は、平成11年4月1日から施行する。

2 平成10年度以前に入学した者（平成11年4月1日に2年次に進級できなかった者を除く。）の授業科目、毎週授業時間数、単位数及び履修方法については、改正後の別表の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成12年3月17日規第13号改正）

1 この規程は、平成12年4月1日から施行する。

- 2 改正後の第2条の規定にかかわらず、平成11年度以前に入学した者の在学年限は12年とする。
- 3 平成11年度以前に入学した者（平成12年4月1日に2年次に進級できなかった者を除く。）の授業科目、毎週授業時間数、単位数及び履修方法については、改正後の別表の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成13年3月26日規第31号改正）

- 1 この規程は、平成13年4月1日から施行する。
- 2 平成12年度以前に入学した者の入学前の既修得単位の認定については、改正後の第7条第2項の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 平成12年度以前に入学、再入学、転入学及び編入学した者の進級の認定、授業科目、毎週授業時間数及び単位数については、改正後の第23条第2項及び別表の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成14年4月1日規第64号改正）

- 1 この規程は、平成14年4月1日から施行する。
- 2 平成13年度以前に入学した者（平成14年4月1日に2年次に進級できなかった者を除く。）の入学前の既修得単位及び進級の認定、授業科目、毎週授業時間数並びに単位数については、改正後の第7条第2項、第23条第2項及び別表の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成14年5月24日規第133号改正）

この規程は、平成14年5月24日から施行し、改正後の別表備考2の規定は、平成14年4月1日から適用する。

附 則（平成15年4月1日規第70号改正）

- 1 この規程は、平成15年4月1日から施行する。
- 2 平成14年度以前に入学した者（平成15年4月1日に2年次に進級できなかった者を除く。）の入学前の既修得単位の認定については、改正後の第7条第2項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成15年10月1日規第163号改正）

この規程は、平成15年10月1日から施行する。

附 則（平成16年4月1日規第215号改正）

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成17年12月27日規第186号改正）抄

- 1 この規程は、平成18年1月1日から施行する。

附 則（平成19年3月13日規第21号改正）

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成22年3月15日規第14号改正）

- 1 この規程は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 平成22年3月31日において現に保健学科に在学する者（以下「在学者」という。）及び平成22年4月1日以降に在学者の属する年次に再入学、転入学及び編入学する者に係る在学年限については、改正後の第2条の3の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 平成21年度以前に入学した者（平成22年4月1日に2年次に進級できなかった者を除く。）の進級の認定については、改正後の第23条第2項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成23年10月11日規第87号改正）

- 1 この規程は、平成24年4月1日から施行する。

変更事項
(東北大学医学部規程 (案))

[変更の事由]

1. 東北大学医学部保健学科の教育課程での保健師養成を取りやめるため。

[変更点]

1. 保健学科の保健師養成の文言等を削除・修正する。

東北大学医学部規程現行改正案対照表（関係部分）

（改正案）

（現 行）

（総則）

第2条の2 医学科は、教員と学生相互の協調により強固な教育基礎を構築し、医学の根源を解明する研究及び教育を実践し、豊かな人間性及び旺盛な探求心を育むことにより、人類の健康及び福祉に貢献することができる指導力のある高度専門職業人及び研究者を育成することを目的とする。

（総則）

第2条の2 （同 左）

2 保健学科は、次の表の左欄に掲げる専攻の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げることを目的とする。

専 攻	目 的
看護学専攻	高い専門的知識及び豊かな人間性を持った看護師及び助産師並びに将来の指導者及び研究者として看護学を発展させることのできる人材の育成
放射線技術科学専攻	放射線技術科学を身に付けた指導力のある診療放射線技師並びに将来の指導者及び研究者として放射線技術科学を支え得る深い専門的知識及び幅広い教養を持った人間性豊かな人材の育成
検査技術科学専攻	高度な専門的知識を持ち、人の尊厳に深い理解を持つ医療人としての臨床検査技師並びに将来の指導者及び研究者として医療科学の分野を支え得る人材の育成

専 攻	目 的
看護学専攻	高い専門的知識及び豊かな人間性を持った看護師、保健師及び助産師並びに将来の指導者及び研究者として看護学を発展させることのできる人材の育成
放射線技術科学専攻	放射線技術科学を身に付けた指導力のある診療放射線技師並びに将来の指導者及び研究者として放射線技術科学を支え得る深い専門的知識及び幅広い教養を持った人間性豊かな人材の育成
検査技術科学専攻	高度な専門的知識を持ち、人の尊厳に深い理解を持つ医療人としての臨床検査技師並びに将来の指導者及び研究者として医療科学の分野を支え得る人材の育成